

令和5年3月1日

魚沼市議会議長 関 矢 孝 夫 様

総務文教委員会

委員長 森 島 守 人

総務文教委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 閉会中の所管事務等の調査について
(2) その他
- 2 調査の経過 3月1日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、消防施設の課税免除について、職員の不適切な事務処理について、魚沼ケーブルテレビに係る市民意向調査の詳細結果について、第2次魚沼市定員適正化計画の再改訂について、第3次魚沼市財政計画の再改訂について、新潟県民エフエムの財産放棄に係る対応について、コミュニティ協議会の在り方に関する提言に対する回答について、国民保護計画避難実施要領パターン・弾道ミサイル災害初動対処マニュアルについて、組織機構の一部見直し（新ごみ処理施設整備室の設置等）について、インターチェンジ名称検討協議会の設立について、生涯学習センターについて、旧原小学校について、給食の異物混入について、第6期総務文教委員会課題のまとめについて、旧堀之内企業庁舎の管理体制について及び入広瀬小学校閉校後の利活用に関するワークショップの開催について執行部より報告を受け質疑を行った。

総務文教委員会会議録

1 審査事件

- (1) 請願第1号 緊急事態に関する国会審議を求める請願
- (2) 議案第20号 魚沼市議会議員及び魚沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- (3) 議案第21号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について
- (4) 議案第22号 魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- (5) 議案第23号 魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- (6) 議案第24号 魚沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (7) 議案第25号 魚沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (8) 議案第26号 魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (9) 議案第27号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- (10) 議案第28号 消防団員の処遇改善に伴う関係条例の整備について
- (11) 議案第29号 魚沼市立学校施設使用料条例の一部改正について
- (12) 議案第30号 魚沼市体育施設条例の一部改正について
- (13) 議案第37号 魚沼市役所旧小出庁舎及び小出公民館等解体工事請負契約の変更について

2 調査事件

- (14) 閉会中の所管事務等の調査について
- (15) その他
 - ①消防施設の課税免除について
 - ②職員の不適切な事務処理について
 - ③魚沼ケーブルテレビに係る市民意向調査の詳細結果について
 - ④第2次魚沼市定員適正化計画の再改訂について
 - ⑤第3次魚沼市財政計画の再改訂について
 - ⑥新潟県民エフエムの財産放棄に係る対応について
 - ⑦コミュニティ協議会の在り方に関する提言に対する回答について
 - ⑧国民保護計画避難実施要領パターン・弾道ミサイル災害初動対処マニュアルについて
 - ⑨組織機構の一部見直し（新ごみ処理施設整備室の設置等）について
 - ⑩インターチェンジ名称検討協議会の設立について
 - ⑪生涯学習センターについて
 - ⑫旧原小学校について
 - ⑬給食の異物混入について

⑭第6期総務文教委員会 課題のまとめについて

- ・旧堀之内企業庁舎の管理体制について
- ・入広瀬小学校閉校後の利活用に関するワークショップの開催について

3 日 時 令和5年3月1日 午前10時

4 場 所 本庁舎3階 委員会室

5 出席委員 桑原郁夫、横山正樹、星 直樹、星野みゆき、大平恭児、遠藤徳一、森島守人、本田 篤、(関矢孝夫議長)

6 欠席委員 なし

7 説明員 内田市長、樋口教育長、桑原総務政策部長、山之内消防長、吉澤教育委員会事務局長、小島総務政策部副部長、古田島消防次長、浅井総務人事課長、山田秘書広報課長、五十嵐企画政策課長、山内財務課長、星管財課長、富永防災安全課長、森山学校教育課長、青柳生涯学習課長、関子ども課長

8 書 記 佐藤議会事務局長、星副参事

9 経 過

開 会 (10:00)

森島委員長 定足数に達していますので、ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。請願1件、議案12件、その他案件14件とありますので、活発な質疑をお願いするとともに、進行には御協力をお願い申し上げます。では、本委員会に付託されました議案について審査をお願いいたします。

(1) 請願第1号 緊急事態に関する国会審議を求める請願

森島委員長 日程第1、請願第1号 緊急事態に関する国会審議を求める請願を議題といたします。最初に、紹介議員であります遠藤徳一議員に説明を求めます。遠藤議員、紹介議員席にお着きください。

遠藤紹介議員 それでは、このたびの緊急事態に関する国会審議を求める請願を紹介議員として提出させていただきました、遠藤であります。請願者につきましては、お手元の資料の4名の方でございます。内容について補足して説明といたしますか、お話をさせていただきます。皆様も御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症につきましては3か年という長期にわたりまして、まだ終息を迎えたわけではありませんけれども、全国各地で大きな

被害をもたらしました。この間、経済の疲弊、あるいはイベント等の中止によります、人と人との心をつなぐようなイベント等も疲弊をした中で、国にとっては大きな打撃を与えたものと思っております。また、医療体制につきましては、医療従事者の不足、病床の不足、いろいろなことからこれについても対応が必要ということが分かりました。また、地震災害等につきましては、東日本大震災の際には、道路を塞ぐ災害瓦礫の撤去の遅れですとか、物資の輸送の遅れ、いろいろなことが発生し、いろいろな緊急事態に関する課題があるということで協議が進んでおります。また、これから首都直下型地震や南海トラフ地震と数多くの地震等が想定をされる中で、今ここで緊急事態に関する議論を高めることが必要ということで出しております。また、憲法に代わる特措法等で災害対応基本法や、新型インフルエンザ等の対策特別措置法などによって、憲法で規定されていない部分については補ってきたわけではありますが、このことについてもきちんとした憲法における緊急事態の条項が盛り込まれていないことにより、いろいろな遅れが生じていることが判明いたしております。国家の最大の責務につきましては、緊急時において国民の命と生活を守ることにあり、国民は緊急時に国民の命を生活を守るための政策と法整備、さらには、根拠規定たる憲法について国会が建設的な議論に取り組む時期に入っていることと、取り組むことを期待しているわけであります。そこで、国家、国会及び政府におかれて、緊急時における憲法の在り方について建設的かつ広範囲な議論を促進するとともに、国民的議論を喚起するよう強く要望するための請願であります。よろしく願いをいたします。

森島委員長　これから紹介議員に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員　それでは、何点かお聞きします。一つは、団体ですね。4団体あります。これはどういう団体か、説明願います。

遠藤紹介議員　私のところにこの請願の内容を持って来られた方につきましては、日本会議新潟県本部理事長、佐藤日出夫氏でございます。その他の3名につきましては、こういったことについて研究をされている方の名前だと思いますが、面識等は2名ほどです。澤さんと田中さんという方の認識がございましたが、特に神道政治連盟の活動、あるいは国家基本問題研究所の活動については存じ上げていないところもございます。

大平委員　それでは本題ですが、まず、憲法改正及び憲法のところは、ちょっと一足飛びだと思います。しかし、ここにあるようにコロナや巨大地震への対応は、特にこれは法律を災害対策基本法、それからインフルエンザ等対策特別措置法ということで対処してきたと。しかし、限界があるということを述べながら、憲法に対してその議論というのは、なかなか通じないところがあるのかなと。先ほどの説明でもよく分からなかったもので、実際に対応するということであれば、今の法律でできないのであれば、横断的な制度の運用とか、法律の改正だとか、あるいは職員、自治体が機能停止というのが東日本大震災でも見られたということであれば、その知見は、かなり時間も経っていますし、取り組んでいるところはあると思います。実際に起こるかもしれないということもありますので、そこは、法律をよくきちんと議論をしていくべき案件ではないかなと思うんですが、ここはなぜこういうふうに一足飛びに憲法ということになったのか、その辺の経過をもう少し説明願います。

遠藤紹介議員　一足飛びに憲法改正という言葉ではなく、国民的議論を喚起するようお願いをする請願ということであります。拙速に憲法改正せよという話ではありませんが、こ

れまでの新型コロナウイルス対策、あるいは拡大防止に関して個人的私見に憲法上の規定がないということから、入国時の検疫を免れたりとかそれを拒んだりとか、日本においては、ロックダウンあるいは都市閉鎖というような話になりませんでした。これを国家一大事ということになれば、その対応も急がれる中で、その緊急時の情報がないことにより、そういった私的権限にも入れない、あるいは居住移住の自由、憲法に記されている部分についても寛容な対応しかできないということで、そこは今特別措置法の中でその規定を運用しながら緊急災害時に合わせているわけであります。やはり緊急時における迅速さ、恣意的制限については、やはり憲法で緊急時における平時とは違う特別な扱いについて盛り込むことが、今後、災害対応あるいはコロナのような感染症対応ということで、それを防ぐためにも基本となっております日本国憲法の部分に緊急条項を盛り込む議論から始めたほうがいいのではないかということで、請願の内容となっております。特に、自衛隊が医療チームに加わることの遅さ、あるいは医療従事者が少なくなっている中でも自衛隊が医療チームをその対応に充てたのもかなり遅くなってからというような話もニュースでされております。そういった緊急事態について盛り込むことを議論することが今は大事かということで、臨時国会におきましてこのことについては議論されておりました。そして、今回の首相の所信表明の中にも、ここを喚起していくことが今後大事というような内容でした。反対意見も数あるかと思いますが、議論あるいはテーブルの上にそういった議論を上げていくということは、日本国民の安心安全を守るための一つの意見ということでもありますので、そういった意味での請願となっております。

大平委員　今聞いていますと、憲法ではなくて、制度の運用や法律の改正が必要ではないかなと思います。移動の自由や個人の権利、権限なんかを、例えば中国では、そういうことをロックダウンに完全に近いような形で行ったわけですけども、その弊害が非常に問われております。ケース・バイ・ケースではありますが、やはり緊急時、あるいは大規模災害、巨大地震に対抗する意味でも、個人がきちんと自由に活動でき、そして個人の尊厳を守り、そして行政、法の責任によって、様々な面で制度の保障を受けるということであれば、なおさらそういう部分が必要ではないかなと私は思います。最後にもう一つ、憲法の在り方というふうの下から4行目に書いてありますが、これは今お話があった中身についてのことですか。憲法の在り方というと、いわゆる緊急事態条項のこともあるんですけど、ここは多分ひとくくりになっているので、どういう趣旨か、少し分かりましたら教えてください。

遠藤紹介議員　この下から4行目の憲法の在り方については、改正草案の中で自民党が示している部分もありますが、緊急条項につきましては、その部分についてのことでありますが、関連性があるといいますと先ほどお話ししましたように、移住関係に第22条ですかね、規定されてある部分とか、第54条第1項に規定されてあります国会議員の任期あるいは緊急時のそういった措置についての話も関連してきます。これに基づく全体的な見直しということについては、そこに踏み入るようなこともあるのかもしれませんが、まずは平時の際ではなく有事、緊急事態に備えた条項を盛り込む議論をしていただきたいというのがこの請願の内容であります。

森島委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで紹介議員に対する質疑を終結いたします。紹介議員は自席にお戻りください。

続いて、本件に関しまして、執行部に確認しておきたいことがありましたら発言を許します。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議があり) 討論があるようですので、反対の討論がありましたらお願いいたします。

大平委員 それでは、今回の請願について、反対の立場から少しお話をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、巨大地震、それから新型コロナについての緊急的なところについて、憲法に基づいて対応できないので在り方を含めて議論をしろということですが、実際問題、先ほど説明があったとおり国会で審議をしております。国民的議論といっても高まってはいいんじゃないかと思います。そういうのがありますが、今、国民が新型コロナや巨大地震の災害について備えていくようにしっかり心配をなくすようにして求めているのは、一つはそういう緊急時でも福祉が受けられ、そして個人の尊厳が守られ、そしてその地域でも何とか避難をし暮らせるような、そういう形が求められていると思いますし、それは憲法との関係でいえば、まさに緊急時こそ憲法に基づいた政治が行われることが非常に大事だというふうに思います。また、国民もそういう憲法のことを除いても、私が前段で言ったような中身を求めているということがありますので、このことについてもこの請願と私は意見が違うので反対をする理由の一つです。

また、先ほどの下から4行目の憲法の在り方についても、ここは今国会で審議しているところもあるとは思いますが、国民がまさに憲法を変えるような国民的な議論が高まることをしっかり見ていく必要があると思いますし、今喚起を促すような状況ではないんじゃないかなというふうに思っています。

以上、2点をもって、簡単ではありますが反対討論とさせていただきます。

森島委員長 次に、賛成討論の方はいますか。(なし) ほかにありませんか。(なし) 採決に入らせていただきます。異議がありますので、挙手によって採決をいたします。本件は採択することに賛成の方は、挙手願います。挙手多数であります。よって、請願第1号は採択すべきものと決定をされました。本請願を採択いたしましたので、本会議でも採択された場合の意見書発議について協議をいたします。意見書案を配付願います。それでは、議会事務局長から朗読をさせます。

佐藤議会事務局長 (意見書(案)朗読)

提出先等は、記載のとおりです。

森島委員長 お諮りします。ただいま朗読のあった意見書で異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。それでは、本会議で採択されたときについてであります。賛成多数で採決となりましたので、この意見書で委員長が提出者となり賛成議員の連署で発議することに、異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定をされました。

(2) 議案第20号 魚沼市議会議員及び魚沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

森島委員長 日程第2、議案第20号 魚沼市議会議員及び魚沼市長の選挙における選挙運動

の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 補足説明はございません。

森島委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから、議案第 20 号について採決をいたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 20 号 魚沼市議会議員及び魚沼市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第 21 号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正について

森島委員長 日程第 3、議案第 21 号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 補足説明はございません。

森島委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

星野委員 エコプラント魚沼に、室長が 2 人という形になるということですが、室長というのは管理職ではないという理解でよろしいでしょうか。

桑原総務政策部長 まず、エコプラントに室長 2 人ということのお話でございますが、生活環境課の中に室を 2 つ置くということでございます。この事務室の配置がエコプラント魚沼の中ということで想定をしておりますが、室自体は廃棄物対策室、それから新ごみ処理施設整備室、この 2 つを予定しているというものでございます。なお、室長級につきましては、管理職ではございません。

森島委員長 ほかにございませんか。(なし) これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定をいたしました。

これから、議案第 21 号について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに、異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第 21 号 魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 議案第 22 号 魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

森島委員長 日程第 4、議案第 22 号 魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 補足説明はございません。

森島委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

大平委員 では、1 点だけお願いします。本会議の質疑の中で、訂正で総務政策部長が消防隊員だけではなくて医療職の方々も本則で含まれるという話をされたと思います。この医

療職については、例えば医療機関等で新型コロナやその他感染症で防除対応をしたときに適用するようなものとするのでしょうか。それとも、既存の条例等で対応できる案件なのか、そこら辺を具体的に教えてもらえますか。

桑原総務政策部長　私のほうで、本会議の際には訂正させていただいた内容につきましては、この第14条第1項の部分でございまして、適用範囲について追加をさせていただいたものでございます。この医療職給料表（1）に該当する職務につきましては、医師及び歯科医師が対象になるというものでございまして、今回の改正により他の医療職、看護師、それから保健師、そういう職員等についても適用させたいということでの改正でございます。

大平委員　医療機関等で、要は救急車で、例の対応だということを説明したと思うんですけど、医療機関等でこういう対応をしたときにも適用できるようなものなのでしょうか。

桑原総務政策部長　この改正でございますが、あくまでも改正ということで適用範囲を示しておりますので、それが場所について示したものではないと認識はしております。

星野委員　今ほどのお話ですと、医師、歯科医師のほかに、看護師、保健師などにも適用を広げるというお話でした。そうするとこの1号と2号は、職員に該当するというものではないという理解でいいんですか。

桑原総務政策部長　看護師ですとか保健師も職員でありますので、一般行政職もここには該当させるということでございます。

森島委員長　ほかにございせんか。（なし）ないようでありますので、これで質疑を終結させていただきます。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定をいたしました。

これから、議案第22号について採決をいたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに、異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第22号　魚沼市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとされました。

（５）議案第23号　魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

森島委員長　日程第5、議案第23号　魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長　補足説明はございません。

森島委員長　これから質疑を行います。質疑はありますか。

大平委員　今回は技能労務職員の給与等ということになっていますが、それ以外の会計年度任用職員については、今後の対応なんのでしょうか。既に行っているのでしょうか。そこについて1点確認させてください。

桑原総務政策部長　今回の改正の部分につきましては、技能労務職以外の会計年度任用職員ということでございます。

大平委員　それ以外ということですか。

桑原総務政策部長　ここにつきましては、会計年度任用職員の中でも、技能労務職にあたる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員ということでございます。

大平委員 括弧書きで書いてあるのは、要は違うのですか。等と書いてあるんですが、ちょっとよく分らないです。

森島委員長 第 28 条ということになるかと思うんですが、それ以外ということでしょうか。

大平委員 はい。

浅井総務人事課長 今回のこの条例については、基本的には別表の給料表の改正が主なものとなります。この給料表については、行政職給料表ということで、技能労務職員はこちらには適用されないものになります。大平委員がおっしゃっている第 28 条というのは、文言の改正ということになります。

森島委員長 ほかにございませんか。(なし) ないようでありますので、これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定をいたしました。

これから、議案第 23 号について採決をいたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに、異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 23 号 魚沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(6) 議案第 24 号 魚沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

森島委員長 日程第 6、議案第 24 号 魚沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 補足説明はございません。

森島委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定をいたしました。

これから、議案第 24 号について採決をいたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに、異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 24 号 魚沼市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

(7) 議案第 25 号 魚沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

森島委員長 日程第 7、議案第 25 号 魚沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 補足説明はございません。

森島委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

大平委員　本会議で質疑があった中身に触れるんですが、民間も含めて魚沼市が責任を持って今回のことも含めてしっかり保育を行っていくという趣旨の話がありました。具体的には、昨年様々な問題があり、児童生徒送迎バス、それからコロナ感染症等で不測の事態も対応できないのでということの趣旨だと思います。改正の中身が、具体的に訓練を定期的実施するよう努めなければならないと、第 15 条の衛生管理等で求めています。ここについては、具体的には新たに行うようなものがあるのか。それとも既存でもう実際にやっている条例等に加えられた程度のものなのか。そこは今後どういうふうになるのかについて伺います。

吉澤教育委員会事務局長　議案第 25 号に関しましては、家庭的保育事業ということで、実際には現在送迎バスを運行している家庭的保育事業者はないのですが、そこについては、新たに定めることとなっております。それから安全管理につきましては、既存の危機管理マニュアル等がありますので、それをこの要件に合致するように一部見直して運用するということで、全く新規ということではなく既存のものの改定ということになっております。

森島委員長　ほかにございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定をいたしました。

これから、議案第 25 号について採決をいたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに、異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 25 号 魚沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(8) 議案第 26 号　魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

森島委員長　日程第 8、議案第 26 号 魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長　補足説明はございません。

森島委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員　学童保育については、先ほどの質疑の中身と同じなんですが、実際に運用していく中で変わる点があるのか、ありましたら教えてください。

吉澤教育委員会事務局長　基本的には先ほどの答弁のとおりです。学童保育につきましては、バスを運行しているクラブがありますので、そちらについては実際に装置を設置することが新たに加わった点ということでございます。

大平委員　研修等についてはどうでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　今回の設備及び運営に関する基準が改正されたその趣旨にのっとり、研修、訓練等はすることに当然なるわけですが、これまでも危機管理マニュアル等によって行ってきたものを見直して実施するというところでございます。

桑原委員　では、1 点だけお聞かせください。第 7 条 2 の 3 で、保護者に対する安全計画に基づく取組の内容について周知しなければならないとあるが、周知の方法というのは、ど

ういう方法でやっていくのか。

吉澤教育委員会事務局長 学童保育に関しましては、入所の手引のようなものを作成しております。その中では説明をしていたというふうに認識しております。今回新たに基準として定められたということで、その方法についてもそれで十分かどうかまた検討した上で周知をしたいと思っております。今までも入所のとき等には、そのような周知はしていたということでもあります。

桑原委員 しつこいようですが、周知というのは口頭でやっていて、特に文書とかそういうものではないということでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長 ほかの放課後児童クラブ全体に対することも含めての、しおりのようなものは配付しておりましたが、基準で定められた安全管理の部分が全て網羅していたかどうかということは見直しが必要だということで、口頭のみではなく文書も配付していましたが、それで十分かどうかは新しい基準に沿ってもう一回見直すということでございます。

桑原委員 分かりました。確認ですが、今まで、書面を配布してさらに説明をしたということでもいいですか。それについてさらに検討を重ねていくということでもいいのでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長 放課後児童クラブ全般については、委員のおっしゃるとおりであります。その中での安全計画についてが、十分かどうかというところをもう一回見直すということでございます。

遠藤委員 こういった条例全般に言えることではあるんですが、点検評価、違反に対してどういった検証をしていくのか、どうやって見直しをしていくのか、どういった評価を与えていくのか、その辺のサイクルについての規定というのは、こういった条例上だけでなく問題はないのでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長 条例に定めがないものについては、規則または要綱等について細かく定めているものもありますが、今回のこの放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準というものが、そもそも改正されたということでもあります。それについての検証の仕方も合わせて実際の運用は考えていきたいというふうに考えております。

遠藤委員 こういった条例を改正し、新たな取組をしたにしても、どうしてもやはり、これまでもその中で違反行為ですとかそういったものが起きているわけであります。点検評価に関することも漏れがないよう、どうやって運用が図られているのか検証していく場面というのをきちんとしていただきたい。それと、これに違反した場合にどういったことになるのかということについても、やはりその都度の対応ではなくて、検証しておく必要があると思うんですが、それについてお聞きをして終わりにします。

吉澤教育委員会事務局長 現在、市内の放課後児童クラブは、民営のものも含めて市が委託してやっているという関係になっております。そこは、市が責任を持って点検し、不適切あるいは不具合があればその都度指摘し、適切な指導をしていくということで考えております。

森島委員長 ほかにございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定をいたしました。

これから、議案第 26 号について採決をいたします。お諮りします。本案は原案のとおり

決することに、異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 26 号 魚沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（９）議案第 27 号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について

森島委員長 日程第 9、議案第 27 号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 補足説明はございません。

森島委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定をいたしました。

これから、議案第 27 号について採決をいたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに、異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、議案第 27 号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（10）議案第 28 号 消防団員の処遇改善に伴う関係条例の整備について

森島委員長 日程第 10、議案第 28 号 消防団員の処遇改善に伴う関係条例の整備についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

桑原総務政策部長 2 月 24 日の本会議 3 日目におきまして、条例改正案に係る佐藤肇議員からの質疑の中で、保留にしていた答弁がございましたので、お答えをさせていただきます。今回の改正後の年報酬額が普通交付税の中で算入している金額と比較してどうなっているかということの質問でありましたが、これに対しまして、令和 4 年度の地方交付税制度解説の単価費用に示す標準的な団員報酬の内容について御説明申し上げます。これによりますと、副分団長の報酬につきましては、45,500 円、部長・班長が 37,000 円、団員が 36,500 円となっておりまして、出動報酬につきましては回額で 3,500 円となっております。以上、報告とさせていただきます。

森島委員長 質疑はありますか。

大平委員 第 2 条関係の服務規律について、若干お話を聞かせてもらえないかなと思います。処遇改善ということで改正されたと思うので、例えば第 8 条では「職務に従事するものとする」というふうに変わりました。もうしなければならぬということの改正であります。ここの意味合いは、今まで行っていたことと、今回こういうふうに変えたことでどのように変わるのか、あるいは変わらないのか、そこら辺の出動に対しての対応はどのようになっているのか、まず伺います。

古田島消防次長 その部分に関しましては、国のほうから示される条例の準則みたいなものがございまして、その中で、今、指摘があった部分等の文言を変えるというものがありま

したので、何か所か反映させていただきました。内容につきましては、今までのものと変わらず、表現の仕方、文言を変えたということになります。準則に準じてということになります。

大平委員　それから第9条で、団長にあっては市長に届けるということを消防長に届けるという形にしていますが、ここの意味合いはどういうふうになるのでしょうか。何かかなり違うんじゃないかなと受けるんですが、実情はどうなるんでしょうか。

古田島消防次長　その部分については、大変お恥ずかしい話なんです、その条例を初めてつくったときに、本来、消防長と書かなければならないところを当時つくった担当者が市長としたものを今回直させていただきました。本当に初歩的なミスで申し訳ございません。

大平委員　確認ですが、届出なので、これは実際変わるんですね。

古田島消防次長　はい、そういうことになります。

大平委員　届出なので、これは事務手続上の問題ですので、ミスと言ってしまえばそれまでなんだろうけど、これは大きな形ではないかなと思います。ほかの自治体はこういうふうにやっていないわけですね、確認です。

古田島消防次長　先ほど申しましたとおり、条例の手本となるような準則にこういった文言が記載をされております。10日間以上離れる旅行届がありますので、それを出すこと自体は変わりがありません。ほかの自治体も、県内何箇所か調べましたが、書き方については同じ書き方になっております。先ほど申したとおり、市長ではなく消防長になっておりました。

大平委員　最後にしますけれども、やはり今回こういう形できっかけとなって間違いがあったということでしょうけれども、これはやっぱり条例なのでしっかり精査を常日頃しないと問題が発生しなければいいですが、大きな問題になる場合もあるので、十分注意して常に見て、早めに変えなければならぬところは出していただきたいと思います。

遠藤委員　それらの処遇改善ということでありますので、関連しているかどうか資料がありましたらお願いしたいと思います。今、条例定数と実際に登録されている消防団員数、そしてその中でも年を通して消防団の有事の出動も含めて参加されている割合数とか、もし把握できているようでしたらお願いしたいと思います。

古田島消防次長　条例定数と実員数は、数値的には今ありませんけれども、各種災害における消防団員数の割合等は、その災害の大きさ、演習等の大きさにもよりますので、率としては今出しておりません。細かい数値についても資料を持ち合わせておりません。

遠藤委員　その訓練等の参加率等も含め、それも把握はしていませんか。

古田島消防次長　ここ何年か、やはりコロナの影響で大きな演習はしておりませんでした。今年度、3年ぶりに、消防演習をさせていただきまして、その中でも、今までは団員から全てを対象にしていたのですが、人数制限をしておりますので、出動した人数は把握しております。率自体は出してないんですが、今年に関しては人数及び率が出せるような状態になっておりますが、今は手元に資料がございません。

遠藤委員　ということは、言い方は失礼かもしれませんが、年に一度も活動していないような消防団員は幽霊団員等と称して、ここのところ演習等もなければそういった人数の把握はここ数年分はないということで、よろしいでしょうか。

古田島消防次長　よく問題になります幽霊団員についてですが、過去は確かにいたかもしれ

ませんが、私が来て3年目ですけども消防団員の幹部の皆さんも幽霊団員はいないというのが大前提です。例えば、仕事で市外に行って住居を移してしまったというような事例は、今までもありました。今現在としましては、市内で住所はここだけでも違う分団に所属しているというのはあります。本当に昔で言われる幽霊団員というものはいないというふうに考えております。

遠藤委員 最後になります。この改正によりまして、昨年比と合わせて役職の数が分からないので、全体的には幾らぐらいの増になるのでしょうか。

古田島消防次長 年報酬だけだと、ざっくりと1,000万円ぐらい上がります。

星野委員 団員報酬につきましては、数年前よりだいぶ金額のほうも上がっておりまして感謝しているところなんです、この報酬を参加してない団員ももらえるというのは、やはりちょっとおかしいという話なんです。今ほど遠藤委員からも話がありました、幽霊団員は今はいないという話でありましたが、1回も何の訓練や演習など参加しなかった人は報酬を出すことができないとか、報酬を削減するとか、そういう規約があるのかどうか教えてください。

古田島消防次長 今委員がおっしゃられたみたいな、年間を通して1回も出ない団員には減額をするとか、支給しないというような決まりはございません。ただ、消防団の幹部のほうで当然団員が減少しております。仕事等もありますがそういった出れる状況や機能別消防団員も含めて、そういったものを検討する再編の検討委員会を令和5年度から設置をするという方向で進んでおります。今言われたとおり、1年に1回も出ない場合についても議論はするかと思います。ただ、消防団員を含め、消防というのは究極のサービス業だと思っております。本当に結果的に出られなかったから報酬を出さないというのも、確かにいかななものかと思いますので、そこら辺も含めて慎重に検討はしていきたいと思っています。

星野委員 現在は、その団員の中で、年にこの人が何回参加しているとか、そういったチェックをしている機能があるのか、そこをお聞かせください。

古田島消防次長 月2回の火の元点検等を含めて、団員が出たものは全て、団員の氏名を含めて消防本部に報告はしてもらっています。令和4年4月1日現在、812名の団員がおりますが、その中でこの団員が出ていないまではチェックはしておりますが、先ほど言ったとおり誰がいつ出たかというデータはありますのでチェックをしようと思えばすることは可能です。

星野委員 私、女性部に所属しているんですが、女性部は家庭の事情とか体の事情とかで長い間事情があって本当に参加できない人がいるんです。そうしますと、女性部の中でも結構厳しい方がいるので、ちゃんと出て報酬をもらっている人からすると、事情があったとしても長い間出られないのに報酬をもらっているのはおかしいというふうに、はっきりとおっしゃられる人もいます。やはりそういった方には、上の人から休団してもらえるように促してます。消防団は年度末に意思確認があるかと思います。そこで長期出れていない人には、休団を促すとか、本当に出る気があるのかないのか分からないような方には退団を促すとか、そういったことも必要なのではないかと思います。その辺のお考えをお聞かせください。

古田島消防次長 先ほど言った、来年度から組織を含めて検討する組織を消防団のほうで設

置をする中で、今委員がおっしゃられたことを含めて検討していきたいと思っております。

森島委員長　消防次長にお願いします。立ち上げたその経過と結果を、委員会等でまた報告をお願いしたいと思います。ほかにございませんか。(なし) 質疑がないようでありますので、これで質疑を終結させていただきます。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定をいたしました。これから、議案第 28 号について採決をいたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに、異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、議案第 28 号 消防団員の処遇改善に伴う関係条例の整備については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

ここでしばらくの間、休憩いたします。

休　　憩 (11 : 00)

再　　開 (11 : 10)

森島委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。

(11) 議案第 29 号　魚沼市立学校施設使用料条例の一部改正について

森島委員長　日程第 11、議案第 29 号 魚沼市立学校施設使用料条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長　補足説明はございません。

森島委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定をいたしました。これから議案第 29 号について採決をいたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第 29 号 魚沼市立学校施設使用料条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

(12) 議案第 30 号　魚沼市体育施設条例の一部改正について

森島委員長　日程第 12、議案第 30 号 魚沼市体育施設条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長　補足説明はございません。

森島委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員　本会議の質疑でも出たことなんですが、今まで学校のグラウンドだったところを今度は運動場とするわけですが、その管理について、特に、心配していることだったと思いますが、市内での使う頻度が減っていくと、往々にして非常に雑草等がはびこって使用に耐えなくなるような施設も市内ではあります。入広瀬にとっては、非常に大事な場所

すので、しっかり管理していただきたいです。そこはちょっと今までと変わってその管理のやり方をするのか、それとも変わらずにやるのかそこら辺を確認させてもらいたいです。

吉澤教育委員会事務局長　　本会議のときにお答えしたことで同様ですが、新年度の令和5年度予算につきましては、入広瀬小学校の校舎も含めて全体の最低限、最小限の管理ということで委託料等を計上してあります。除草等もその中に含まれておりますので、使用に支障を来したり、景観が悪くなるようなことはないというようなことで考えております。また、必要があれば社会体育のほうの開放に関する部分の既決の予算の中からそちらに回すということも検討できるかと思っております。

大平委員　　住民との協議の場でも、管理というのは、すごく大きな関心事になってくるかと思いますので、そこはきちんとした今のようなメッセージを出しながら住民が安心して使えるようにしていただきたいと思います。

森島委員長　　ほかに質疑はございませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定をいたしました。これから議案第30号について採決をいたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第30号 魚沼市体育施設条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(13) 議案第37号　魚沼市役所旧小出庁舎及び小出公民館等解体工事請負契約の変更について

森島委員長　　日程第13、議案第37号 魚沼市役所旧小出庁舎及び小出公民館等解体工事請負契約の変更についてを議題といたします。執行部から補足説明はありませんか。

内田市長　　補足説明はございません。

森島委員長　　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員　　それでは、今回のアスベストによる情報ですが、変更理由書については、アスベスト及びアスベスト含有物が確認されたためというふうにあります。これは事前確認でしっかり調査をしておいてのことだと思んですが、その箇所等はどこなのかまず伺いたいと思います。

桑原総務政策部長　　今回、当初設計で見ていた部分といたしましては、旧小出庁舎部分であったんですが、公民館部分については、不明瞭な部分が多数あったということで、それらについては、概算で計上していたということだったんですが、このアスベスト含有物については、こちらのほうは全くないものとして設計は見ておりました。それが今回工事を進める中で、今ほど申し上げた不明瞭な部分というところが分かってきましたので、そちらの部分について、こちらのほうに相当分として、64立法メートル分を計上させていただいたということでございます。

大平委員　　のせていなかったのに、のせたということですが、非常に古い施設だと思います。小学校からの校舎の建物ではないかと思うんですが、ないものとしていた理由はどうしてですか。

桑原総務政策部長　　先ほど不明瞭な部分が細部にわたって多数あるということだったんです

が、それについては、把握調査というところに多くの時間を要するということがあります。また、全体の工程について工期短縮を図るためにも、またその部分でいろいろ調整が出てくるということで、この部分については、事前の調査をする段階、設計の段階では、実際に工事に取りかかってみないと分からないということもございますので、このところははっきり出さなかったということで聞いております。

大平委員　当時、建てられた年数と、建てられた構造物の設計だとか、施工に当たる部分は、公共施設ですからあるのは当たり前だと思うんですが、そこには含まれていないのにあったとそういうことじゃないですよね。それとも、そういうことなんですか。

桑原総務政策部長　庁舎棟の部分と含めた全体の中で想定している量というところは、設計のほうでも見ていたということでは聞いているんですが、ただ先ほど申し上げたように、細部の部分というところはどうしても、含めなかったといったことですので、全く最初からその部分が入ってないというところで見えていたということは意味が違うということで認識はしております。

大平委員　アスベストの飛散は、非常に大きな問題になるので、その曖昧さは非常に気になります。情報では、これ以外にも昨年でもそういう情報が上がってきています。堀之内等でも上がってきたんじゃないかなと、子育て支援センターでしょうか。あるので、やっぱり本当に飛散をしたら、周辺的环境にも非常に多大な影響を及ぼすものであるだけに、ここは事前の確認はちゃんとしておかないと大変なことになるし、出たから増額しますという程度では、かなり大ざっぱでしかないので、ここは本当に建物を除去する工事がこれから多く出てくるということで、そこら辺の事前の確認と調査はしっかりとやっておくべきだし、そこについて責任を持ってやっていかないと後で飛散が起きましたと言われても、住民にとっては非常に影響が大きいだけに、人体にも影響がありますから、そこら辺は慎重に扱っていただきたいなと思います。今後は入札やそれに至るまでの経過も丁寧にやっていただきたいんですがいかがでしょうか。その認識を伺って終わります。

桑原総務政策部長　議員御指摘のとおりかと思っておりますので、これからまた設計、いろいろ出す際に当たりましては、その辺も十分に指示をさせていただきたいと思っております。

森島委員長　ほかにございませんか。

桑原委員　前に、設計調査費っていうのが予算の中に載っていましたが、今の答弁ですと、その辺の調査はほとんどしなかったような感じに私は受け取ったんですが、そういうところをもう一回お聞かせください。

星管財課長　今の事前調査についてであります。一応事前調査は、外壁等に含まれているということが分かっておりますので、そこら辺の含有調査はしていたところであります。ただ、いかんせん公民館棟は古い建物でありますので、図面等が残っておらず、そこら辺で細部にわたるところについて不明な点はやっぱりございました。今回、公民館棟で出てきた部分に関しましては、本当に誰も予想しなかったところ、なぜこんなところに吹いてあるんだろうというところから出てきたものでございまして、事前調査においてもなかなかそこにたどり着くことは難しかったと思っております。

桑原委員　参考までに、何でこんなところっていうのは、どこでしたか。それと、業者に確認をしたのかどうかお聞きします。

星管財課長　その場所が当初、小出小学校の時代では、書庫としては使ってなかった場所として、そこが書庫として使う際に、場所としては、その書庫の下に吹かれていたものであります。当時の考え方について施工を請け負いました共同企業体ともいろいろ話をさせてもらったんですが、皆、なぜここに吹いたんだろうと、なぜここから出てくるんだろうというのが皆さんの意見でありました。そういう場所でありましたので、誰もちょっと予測ができなかったものであります。

桑原委員　下とは床のことだと思うんですが、それは1階ですか2階ですか3階ですか。

星管財課長　2階の床下になります。

森島委員長　ほかにございませんか。

本田委員　私も教えていただきたいと思っています。今ほどの説明で小出公民館の話、64 平方メートルが増えたというような話はございました。もう一つ、小出庁舎のほうの 807 平方メートルですが、こちらは元はどのくらいだったのか。小出公民館は、0 から 64 増えていますよね、こちらのほうは、800 平方メートルは何をベースに 0 から 800 まで増えたということですか。

桑原総務政策部長　この小出庁舎棟につきましては、設計の中で当初みていたのが 2,164 平方メートルでございました。これが今回追加になった分として 807 平方メートルが足されたということで、変更後については 2,971 平方メートルということでございます。

森島委員長　ほかにございませんか。(なし) 質疑がないようでありますので、これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定をいたしました。これから議案第 37 号について採決をいたします。お諮りします。本案は原案のとおり、決することに異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第 37 号 魚沼市役所旧小出庁舎及び小出公民館等解体工事請負契約の変更については、原案のとおり可決すべきものと決定をされました。

(14) 閉会中の所管事務等の調査について

森島委員　日程第 14、閉会中の所管事務等の調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が、閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出したいと思います。異議ありませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申出を行うことに決定をされました。

(15) その他

①消防施設の課税免除について

森島委員　日程第 15、その他を議題といたします。まず、①、消防施設の課税免除についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

内田市長　その他の 1 点目ではありますが、消防施設の課税免除について担当より説明させていただく前に、私の方から概略についてお話をさせていただきたいと思います。本件につ

きましては、市の土地ではなく、民間所有地に防火水槽、そして消防器具置場等は無償で設置している箇所におきまして、当該民間所有地における施設設置面積部分を課税免除せずに、そのまま固定資産税を徴収していたというものであります。防火水槽や消防器具置場といった消防用施設、そのほとんどが、町村合併前の小出郷広域事務組合及び旧町村において設置したものでありますが、現在のように税務課と同じ組織で事務処理を進めてこなかったために、連絡の不行き届きが原因で生じたものと考えております。このことにつきまして、地権者の皆さんに対して本当に深くおわびを申し上げる次第でございます。なお、本件につきましては、令和元年度に佐渡市において発覚した案件を契機に、本市でも同様の事案について調査してきたものではあります。調査開始から今回の報告までに作業に時間を要したことにつきましても、調査開始から地権者の皆さん、並びに関係者の皆さんに深くおわびを申し上げる次第でございます。誠に申し訳ございませんでした。担当からこの後説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

山之内消防長 消防施設の契約事務におきまして不手際があり、誠に申し訳ありませんでした。消防施設の課税免除について説明させていただきます。(資料「消防用施設の借地契約書の不備等について」により説明)

調査開始から今回の報告まで多くの時間を要し、地権者の皆様方に多大な御迷惑をおかけしましたことに対しましてここに深くおわび申し上げます。すでに借地契約している施設の契約を全て見直すことはもちろんですが、今後、新たに消防用施設を市民の皆様方の所有地に建設するときは、消防本部と税務課との間での連携を密にし、市民の安全安心を守る消防力の強化と信頼される公平で適正な課税に努めてまいりたい所存であります。私からの説明は以上です。

森島委員長 ここでしばらくの間休憩といたします。

休 憩 (11:33)

再 開 (11:35)

森島委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。この案件については、全員協議会で全議員に報告をして、質疑をさせていただくというような段取りにさせていただきたいと思いますが、今、市長と消防長のほうからお話がありましたことについて、何か皆さん方から質疑はありませんか。

遠藤委員 遡ると、何年くらい前の対象物から始まりますか。

古田島消防次長 本市における該当案件の消防器具置場と防火水槽が、一番古い年代までは把握していませんが、ざっくり言いますと、小出郷広域事務組合ができる前に、旧町村が造った物件も含まれております。年代からいうと、昭和40年代のものもあります。

遠藤委員 金額も想定されますが、これは市内全域ということで、特別な旧町村単位しかなかったとか、今でいう市内全域に対象物があるってということでしょうか。

古田島消防次長 対象としましては、旧6町村全てにわたっています。

大平委員 今のことについて言えば、これは、先ほど説明があった箇所数と地権者の人数ですよね。既存の防火水槽及び消火栓施設等の全箇所ですか、それとも何割かというそうい

う形ですか。

古田島消防次長 消防器具置場にあつては、消防器具置場の総数は105棟になります。そのうち、ここに記載しているとおり、課税免除が行われていなかったものは2棟、不整合だったものが1棟で3棟になります。防火水槽にあつては、372基のうち課税免除が行われていないものが170基、不整合だったものが11基で計181基になります。その中でも、防火水槽も消防器具置場もそうですが、全てが民地じゃなくて官地に建ててあるものもありますので、全てが民地ではないことになっています。

大平委員 今回のことは、まだ地権者の方に説明していないということだと思んですが、これは、事前には地権者のほうから何かおかしいのではないかというそういうのはなかったですか。

古田島消防次長 地権者の方からそういった問合せがあったことはございません。

森島委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) ないので、なければ、これで質疑を終結いたします。本件については、引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) そのように決定をさせていただきます。

②職員の不適切な事務処理について

森島委員長 次に、②、職員の不適切な事務処理についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長 先日24日ではありますが、報道発表させていただきました職員の懲戒処分に関しまして、改めてその内容について報告をさせていただきます。このたび、2月24日付で懲戒処分を行わせていただいたのは2件でございます。1件目につきましては、教育委員会事務局生涯学習課の50歳代の副参事が平成29年度から令和3年度にかけまして、不適切な事務処理を繰り返していたというものでございます。この内容といたしましては、1つ目が規則に定める契約執行決議書によらずに、業務委託などの契約を締結していたこととあります。これは平成29年度から令和3年度までの間で28件ございました。2つ目が事務決裁規程に定める決裁を経ずに市長印、これは入広瀬庁舎の専用公印でございますけれども、こちらを使用していたというものでありまして、これが平成29年度から令和3年度までの間で31件ということでございます。3つ目といたしましては、業務委託業者からの請求に対する支払遅延があったということとございまして、これは令和3年度分ということなんですが、19件ございました。以上でございます。なお、当該職員につきましては、平成13年度に旧入広瀬村でエコミュージアム担当の学芸員として採用された職員でありまして、令和3年度まで同じ仕事を担当していたということとあり、合併後は、生涯学習課付としながら、現場との行き来を考慮して、入広瀬庁舎の勤務としていたところでございます。業務委託料の支払いが滞っている旨を委託先の業者から指摘を受けて発覚したものでございますが、令和3年度の北部事務所職員による公金外横領事件を受けまして、昨年4月にこの職員の再調査を行ったところ、引継ぎの中で支払い遅延以外の不適切な事務処理がこの引継ぎ時に判明したということとございます。なお、本件に係る処分といたしましては、当該職員については給料10%分の減給を3か月といたしまして、当時の上司である課長と係長で、現在職員として在籍をしている4人については、いずれも戒

告といたしたものでございます。2件目でございます。ガス水道局施設課の水の郷ガス製造所勤務の50歳代の会計年度任用職員が2年6か月にわたって通勤手当に当たる費用弁償を過大に受給をしていたというものでございます。その内容といたしましては、令和2年5月に生活の拠点をそれまでの広神地域から小出地域に移したにもかかわらず、住所変更届及び通勤届の提出を怠り、令和4年11月までの2年6か月までの間、差額分の合計額8万9,900円を過大に受給をしていたというものでございます。これについては、同僚との会話の中で発覚したものでございまして、その差額分については令和4年12月に全額返納をしてございます。なお、当該職員によりますと広神の自宅を売却するために引っ越したということでございますが、手続をどのようにしたらよいのか分からずに自宅が売れるまでは、住民票の異動をはじめ、各種手続きを行わなくてよいものと勝手に解釈していたというものでございました。なお、本件に係る処分といたしましては、当該職員を戒告ということで処分をさせていただきました。今後は、職場内研修ですとか、課内会議、そういったものを通じて、職場環境の改善と再発の防止、また、職員の資質向上に努めるようにいたします。この度は、誠に申し訳ありませんでした。以上、令和5年2月24日付、懲戒処分の報告とさせていただきます。

森島委員長 このことについて、皆さん方から質疑がありましたらお願いをいたします。

大平委員 それでは、今の説明のあったことも含めて、少し何点かお聞きしたいと思っています。一つ目は、エコミュージアムの職員の方については、業者から判明したという話です。これは、年度がだいぶ経っているにも関わらず、それぞれ業者の方とはと言われても、かなりの年月にわたっていますので、たまたまという感じではないと思うんですが、分かったことではないかなと思うんです。たまたま見つけたとか、そういうことではないんじゃないかなと思うんですが、詳細をもうちょっと具体的に教えていただけますか。

桑原総務政策部長 業者からの指摘というのは、あくまでも令和3年度の請求があった分についての支払遅延、そこで発覚したものでございます。それ以前については、支払遅延というところは、業者からの指摘というところはなかったんですが、今回、それを受けて先ほど御説明申し上げましたように、当該職員が異動になったというところもあった中で、事務の点検、引継ぎをする中で、いろいろと不適切な事務が発覚したということでございます。業者に係る部分というところは、支払遅延というところだけでございます。

大平委員 総務政策部長が綱紀粛正を図り、今年度、研修を十分行って、二度とこういうことが起こらないように把握もしっかりしたと思うんですが、さらにまたこういうことが出てきたと、この通勤の案件もそうですが、率直に言って、今までの対応というのが、やっぱりなおざりになっている部分が、かなりあるのではないかなと思います。ひょっとしたら、もうちょっといっぱい出てきそうな感じも受けるんですけども、実際にこういう事例が2つ直近で行われたわけで、部長としては、こういうことを受けてどういうふうに思われますか。そして、今の段階ではどういうふうにしようかと考えていますか。

桑原総務政策部長 率直な感想としては、非常に残念ということで感じています。僅かながら、こういう職員の行為が、全体の信用失墜につながるというところもございまして、こういった点では非常に残念だということで認識をしてございます。それで、今回このようなことで何をやっていかということでもありますけれども、当該職員の関係、このエコミュージアムの関係につきましては、一昨年の北部事務所の職員による公金外横領事件を

受けて、昨年大規模に人事異動を行いました。長期に在籍している職員を専門職以外は、動かすように異動させてもらったわけなんですけど、そういった中で、今回このような不適切な事務といったところが出てきたということでございます。今後も引き続きそういったところは内部でいろいろチェックできるように、また、長期在籍職員については、専門職以外においては、積極的に人事異動等で確認していくようにさせていただきたいというふうに思っております。また、それに関する上司、管理職等のチェック体制についても、今後内部で指導してまいりたいというふうに思っております。

大平委員　異動すると発覚するというところで、本当にこれはこれでいかなものかと思いますが、そういう部分では、職員の資質そのものにもかなり権利を行使するというところでいえば、決裁権を持っていたり、曲がりなりにも一般の住民の方からすると、ちょっと違う形で責任ある立場に立っているわけで、幾ら綱紀肅正研修を行っても繰り返されるということを含めて、私はもう一段踏み込んだ対応が求められるし、今言ったことを仮にやったとしても、それは今までやっていたと思います。でも、さらに出てきたということで、もう一段踏み込んだものがやはり必要ではないかと思うんですが、これは、庁内でまたさらに検討していただきたいと思います。これは市長を筆頭に、ただ掛け声だけでなく、具体的にもうちょっと踏み込んだ対応をするべきではないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

桑原総務政策部長　議員御指摘の異動したら出てきたというところの話とは、また違うと思います。長く在籍していたので、そういう自分がやっていた仕事は当たり前と思っていた。あるいは、それが誰も指摘がなかったということで、通常であれば、ある程度ローテーションを組んだ中で事務の確認をする。あるいは、人事異動する中で、引継ぎの中で、いろいろ正していく、そういったものは通常行われておりますので、全員が全員そうではないということは認識いただきたいと思いますというふうに思っております。

内田市長　今回の場合は、一昨年あって、ほかにないかという要するに、ずっとその場にいるようなこと、一昨年のがそうだったがゆえに、それで長過ぎるから異動をした。ただ、たまたまこういう一般的には不適切なんですけど、その人からすると、自分の考えで、慣れで、これでいいだろうという判断があったのではないかと思います。それについて、上司である方たちが公印を使うとか、そういうものについてチェックも甘かったんだろうというふうに思います。ですので、異動については定期的にやるのがいいかと言われれば、専門職はあまりころころ変わるのはいかなものかというふうに思いますが、そういうことを考慮した中で、皆がそれを自分がやっていることが当たり前だというふうに思わないで、それぞれ係長、課長、部長のチェック体制をきちっとやることも大事ではないかというふうに思います。そういうところをことあるごとに確認するということにさせていただきたいというふうに思います。本当に私もショックであったんですが、そういうことにさせていただきたいというふうに思います。

森島委員長　ほかにございませんか。

星野委員　エコミュージアムは、県の委託業務だと思うんですが、予算が年度をまたぐようなこととか、その辺は大丈夫なんでしょうか。

桑原総務政策部長　エコミュージアムの業務自体で、これが事故繰越等が発生したという案件については確認をしてございません。

森島委員長　ほかにございませんか。(なし) 質疑がないようであります。私のほうから市長に申し上げさせていただきたいと思います。真面目にやってる職員にとっては、言葉は悪いんですけど、いい迷惑だったというようなことになろうかと思いますので、服務規程をきちっともう一度職員に徹底していただきたい。そして、このようなことがないように指導をいただきたいということで、委員会としてまとめさせていただきたいと思います。では、この件については、処分が下っておりますので、本件については以上とさせていただきます。これで市長並びに教育長と、この後案件のない部署の担当の方は退席いただいて結構です。委員の皆さん、市長、教育長に何か質疑がありましたら、お願いをしたいと思います。(なし) では、ここでしばらくの間、休憩といたします。

休　　憩 (11 : 55)

再　　開 (13 : 00)

森島委員長　休憩を解き、会議を再開いたします。

③ 魚沼ケーブルテレビに係る市民意向調査の詳細結果について

森島委員　次に③、魚沼ケーブルテレビに係る市民意向調査の詳細結果についてを議題とします。執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長　本件につきましては、12月の総務文教委員会におきまして速報結果をお伝えしたところでございます。この魚沼ケーブルテレビに係る市民意向調査につきまして回答属性ごとの詳細結果をまとめましたので、報告をさせていただきます。詳細につきましては秘書広報課長から説明させていただきます。

山田秘書広報課長　それでは私のほうから説明をさせていただきます。(資料「魚沼ケーブルテレビに関する市民アンケートの詳細結果等について」より説明)

次に、長岡ケーブルテレビのエリア拡大についての資料を御覧ください。(資料「NCT光」により説明) 長岡ケーブルテレビ株式会社、NCTにつきましては、長岡市を中心に放送エリアを展開している民間事業者ですが、この4月に小出、六日町にエリアを拡大するとの報道発表があり、こちらのほうに連絡が来ております。先般2月下旬、2枚目のピンク色のチラシのほうが管轄エリアの新聞に折り込みをされました。エリア拡大の地域は、小出地域それから井口から湯之谷芋川あたりまでを範囲としているそうです。NCTによりますと3月頃から戸別訪問で加入の営業に入る予定ということを知っておりますので、報告をさせていただきます。

森島委員　これから質疑を行います。ただいまの説明に質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。この件については、6月に方針が示されるということになろうかと思いますので、引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) では、そのように決定をさせていただきました。

④ 第2次魚沼市定員適正化計画の再改訂について

森島委員長 次に、④、第2次魚沼市定員適正化計画の再改訂についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長 第2次定員適正化計画の再改訂につきまして説明をさせていただきます。

職員の定員適正化計画の改訂の考え方につきましては、9月の総務文教委員会でお伝えしたとおり、定年引き上げなどの制度改正に伴う今後の変動要素が大きいということ。また、会計年度任用職員の需要の増加、それから今後の人口減少を踏まえた目標設定の抜本的な見直しが必要であること、そういったことなどを考慮する中で現行計画の残り期間が少なくなり続ける状況にあって、次期第3次計画の策定作業の準備を進める段階に差しかかっていることなどの事情が発生しています。そうした情勢を踏まえまして、今回計画の見直しにつきましては、現行計画に時点修正を加える形で再改訂とさせていただきました。詳細につきましては、総務人事課長から説明をさせていただきます。

浅井総務人事課長 (資料「第2次魚沼市定員適正化計画<平成28年度～令和7年度>再改訂版」により説明) 令和8年度からの第3次魚沼市定員適正化計画の策定に向け、今後さらに調査分析を進め、定年引き上げに伴う60歳到達者の働き方ですとか、その配置ポスト、それに伴う新規採用人数の在り方、職員の年代別等を踏まえた検討、さらに民間委託の推進等も考慮した今後の保育園の在り方と、今後の情勢変動の予測、さらには本市の重点施策等も加味しながら、長期的な計画の策定に向けて進めていきたいというふうに考えております。

森島委員長 確認ですが、4ページの表中、令和7年4月1日の参考として会計年度任用職員は484人ですけど、これは486人でなくて484人でいいですか。

浅井総務人事課長 会計年度任用職員は令和7年4月1日現在の数字が現在484人ということで記載しておりますが、正しくは486人でした。486人が正しい数字ということになります。こちら、またホームページ等で公表することになりますけれども、その際には正しい数字に置き換えたものを公表させていただきたいと考えております。

森島委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結します。本件については以上といたします。

⑤ 第3次魚沼市財政計画の再改訂について

森島委員 次に、⑤、第3次魚沼市財政計画の再改訂についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長 財政計画の再改訂について説明をさせていただきます。現行の財政計画ですが、定員適正化計画と同様に現行計画につきましては、平成28年度から令和7年度までの10か年を計画期間としています。財政計画の改訂の考え方につきましては、こちらも9月の総務文教委員会におきましてお伝えしたとおり、コロナ禍をはじめとした社会情勢に大きな変化が生じていること。また、普通交付税の合併算定替えに伴う特例措置の廃止はあったものの、懸念されていた普通交付税の減少幅が想定よりも落ち込んでいないこと。また、ふるさと納税が近年大きな伸びを見せていること、以上のような状況が見られています。こうした中で今後の人口減少を踏まえた目標設定の抜本的な見直しが必要である

中、現行計画の残り期間が少なくなりつつある状況にあつて、次期第4次計画の策定作業の準備を進める段階に差ししかかっていることなどの事情が発生しています。そうした情勢を踏まえ、今回の計画の見直しは、現行計画にこれも定員適正計画と同様ですが、時点修正を加える形で再改訂版とさせていただいたものでございます。詳細につきましては、財務課長から説明をさせていただきます。

山内財務課長 （資料「第3次 魚沼市財政計画再改訂版」により説明）

森島委員 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

本田委員 財政計画を見て、印象としては、ほっとしたというところだと思うんですが、この計画は第3次なので令和7年までですが、第4次の見込みがどうなのかは、つくって分かりますか。

桑原総務政策部長 第4次の期間中ですが、合併特例期間が終わりますので、その分については普通建設事業、投資的経費のほうについては、現状よりもだいぶ低くなってくるものという予想をしております。ただ、一方で今後これも期間が限定されております、過疎対策事業債の適用期間、現行の過疎計画期間、そちらのほうが限りがございますので、この間に新ごみ処理場の建設等の準備を進める必要がございますので、そういったところの変動要素、増加要素はございますけれども、今のところは普通建設事業費が、当面の間は来年度をピークに減少、その後、後半になってくるとごみ処理場建設がらみで、その後の見込みとすると増加になってくるものというふうには考えております。

森島委員長 ほかに質疑はありませんか。（なし）ないようですので、なければ、これで質疑を終結いたします。本件については、以上といたします。

⑥新潟県民エフエムの財産放棄に係る対応について

森島委員長 次に、⑥、新潟県民エフエムの財産放棄に係る対応についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長 令和2年度に閉局し破産をいたしました、新潟県民エフエム放送株式会社、通称、FMポートに対しまして平成12年7月から30年契約で旧堀之内町名義の土地を鉄塔及び中継局の用地として貸付けておりましたが、破産管財人から契約解除の申出を受けまして、契約の解除と解決金を受領することとなりましたので報告をさせていただきます。当該物件につきましては、南魚沼市旧大和町との境界近くである、堀之内字栃原1563番の2及び1563番のうちの一部約150平方メートルの山林で契約時の賃借料は年額2,400円でありました。同社につきましては、閉局後、事業承継会社をあたっていたそうですが、結果として断念しまして、この鉄塔と中継局は会社側が放棄することになったとのことです。そこで、会社側の回収債権を構造物の耐用年限までの残り期間、18年の地代相当額と鉄塔中継局の鉄塔費用の合計額をもって、他の県内2箇所の中継局と按分した額を解決金として2,026万9,412円が本市に支払われるという内容で、今回合意に至ったものでございます。なお、この解決金をもって鉄塔と中継局を撤去するには足りないものと思われますが、破産手続は完了いたしますと現場には所有者のいない鉄塔と中継局が残るという状況になります。解決金につきましては、今年度中に納入される予定でございますが、これについては、今年度の最終補正予算において歳入処理のほうを行ってまいりたいと考

えております。詳細につきましては、管財課長から説明をさせていただきます。

星管財課長 （資料「新潟県民エフエムの財産放棄に係る対応について」により説明）

森島委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

遠藤委員 施錠等の管理は管財人が行うということですが、もの自体は完全に野放しの空き家の状況なのでしょうか。

桑原総務政策部長 議員お見込みのとおりでありまして、所有権自体は、市が譲渡を受けるわけではありませんので、野ざらしの状態で現場に残ると、ただ鍵については先ほどの説明のとおり破産管財人が持つということでございます。

遠藤委員 あそこは堀之内の御嶽山の遊歩道の延長上であったり、また、栃原街道の関係で、遊歩道を楽しむような観光目的の方もいらっしゃると思いますが、そういった方への危険ですとか、景観的な問題とか、そういったのは発生しませんか。

桑原総務政策部長 今後どうなるかというところで、景観の変化とやっぱり野ざらしにしておくと、若干ながら変わってくるものと思われませんが、今は想定できないことで、全くないことはないというふうには思いますが、市としては譲渡を受けない以上、手の施しようがないということでございます。

遠藤委員 状況は同じだとは思いますが、山の会ですとか、そういった人たちが御嶽山の遊歩道について、馬の背の景観ということで守っている部分がありますので、そういった人たちがけががないように、危険が及ばない形は配慮をいただきたいと思います。

大平委員 今の話の続きなんですけども、もし、例えば災害など、その場所よく分からないのですが、そういう危険な状態になった時に対応というのはどうされるんですか。それは、破産管財人の方が対応するという話なんでしょうか。

桑原総務政策部長 これについて空き家と同じような扱いになるかと思えます。市に所有権がありませんので、市の方で解体をするとか撤去というところについては、それぞれそういった状況になったら、また検討するというところになるかと思うのですが、現在では市が口を出せる範囲ではないということで考えております。

森島委員長 ほかに質疑はありませんか。（なし）ないようですので、なければ、これで質疑を終結いたします。本件については以上といたします。

⑦コミュニティ協議会の在り方に関する提言に対する回答について

森島委員 次に、⑦、コミュニティ協議会の在り方に関する提言に対する回答についてを議題とします。執行部に説明を求めます。

小島総務政策部副部長 （資料「コミュニティ協議会に関する回答書」により説明）なお、先日、各コミュニティ協議会の代表者が出席するコミュニティ協議会連絡協議会がございました。その中で今後、各コミュニティ協議会の実態や補助金、それから支援要綱改正等に関するアンケートを実施したいということで連絡させていただいたところであります。今後、アンケート調査等を実施させていただいて、取りまとめた上でコミュニティ協議会連絡協議会を踏まえて、今後のコミュニティ協議会の在り方について検討してまいりたいと考えております。

森島委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

横山委員 提言事項別について回答をいただいたわけではありますが、特に各地域の実態や課題等は年々深刻化しています。明確化するよう努め、また、コミュニティ連絡協議会のアンケートを行うということですが、なるべくスピーディーに、支援策であったり、次の具体策を提示していただくことが大事なのかなと思っていますので、その辺のところは早め早めに連携をしながら、今の各コミュニティ、各地域の実態に対応できるような仕組みづくりをお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

小島総務政策部副部長 実態等については、アンケートの調査を踏まえて具体的な方策等についてなるべく早めに検討していきたいと思っております。

桑原委員 私が考えるスピードと行政が考えるスピードがえらい違って私が一、二年でできると思っても10年ぐらいかかっているのです、そういうところをはっきりと、ある程度のガイドライン、例えば、アンケートを何月ごろには出して、回収はいつ頃行い、検討して、いつ頃発表するという話を、大まかで結構ですがスピードつけてやらなくては仕事ではありません。

小島総務政策部副部長 はっきりといつまでというのは、今はまだ申し上げられませんが、アンケートについては、なるべく5年度前半に実施をして、希望としては、年度内にある程度方針を出したいというふうに考えており、5年度内を目標にしたいと思います。

桑原委員 1年以上かかるということですか。

小島総務政策部副部長 あくまでも目標ということですので、早まるように実施をしたいと思っています。

桑原委員 小島副部長は5年も、6年もやってるわけじゃないので、厳しいことも言いたくないんです。過去にしてこなかったことを見習って引きずるのではなくて、できるときにできることをできる人がやるということで、希望は半分以下でやっていただきたい。回答を出して連絡協議会の意見を聞きながら進めてもらいたい。

森島委員長 桑原委員の今言われたことを踏まえて、できるだけ早い段階の中で、事務を進めていただきたいと思います。ほかに質疑はありませんか。(なし) ないので、なければ、これで質疑を終結いたします。ここでしばらくの間休憩いたします。

休 憩 (14:04)

再 開 (14:15)

森島委員長 休憩を解き会議を再開いたします。

⑧国民保護計画避難実施要領パターン・弾道ミサイル災害初動対処マニュアルについて

森島委員長 次に、⑧、国民保護計画避難実施要領パターン・弾道ミサイル災害初動対処マニュアルについてを議題といたします。執行部から説明をお願いいたします。

桑原総務政策部長 昨今の世界情勢が非常に緊張感を増している中、特に北朝鮮によるミサイル発射など断じて容認できるものではないと思っております。また、ロシアによるウクライナ侵攻の今後の行方が見えない中、不安感が高まっているという状況になりまして、

今後の有事に備えておく必要があるというふうに考えております。このため、このたび国民保護計画避難実施要領パターン及び弾道ミサイル災害初動対処マニュアルを策定いたしましたので、報告をさせていただきます。なお、いずれも毎月 22 日に予定しております。国民保護協議会に提出され、確認をいただき成案化する予定です。詳細につきましては、防災安全課長から説明をさせていただきます。

富永防災安全課長 （資料「魚沼市国民保護計画に基づく避難実施要領パターン（案）」「魚沼市弾道ミサイル災害初動対処マニュアル（案）」により説明）

森島委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

大平委員 住民の方も僕もそうなんですけれども、こういうマニュアルの行動、あるいはパターンを示すよりは、瞬時に行われるものですので、それがどうなったかというのは報道機関のほうが早いです。もしくは、インターネット会社のほうが早いというのもあると思うのです。多くの住民はそこで、ここはどうすればいいかというのは考えるとは思いますが、その辺も含めてマニュアルを作っても、結局、住民の避難といったって、様々な場所があるので、お勤めの方、車で移動されている方々、様々なパターンがあるわけで、そこを含めて災害の避難のように私は行かないと思うんです。やっぱり個人個人がどうするかっていうのを個人の判断でやるというのが一番大事ではないかなと思うんですが、その考え方で行くのか、それとも災害避難のように順序立てて連絡体制をとっていくのか。基本的な考え方はどうなんでしょうか。

桑原総務政策部長 やはり武力攻撃、ミサイルということになると、瞬時における判断をしなければならないということになるかと思います。ほかの災害と同じように、ほかの災害も緊急性を想定してということになると思うんですが、ミサイルとなると、もう既に政府が流す情報のときにもう発射されているということで、それがいつ落ちてくるかということになると、もうそれ自体が遅いということもありますので、自分の身は自分で守るところが基本なんですけど、ただ、そういう中ではあらかじめこういう、今回示したパターンを想定する中で、この場合はこうしていただいたほうがいいといったところをお示しするというものでございます。

大平委員 来年度、訓練を行うと言いました。これは、恐らく職員の対応についての訓練ではないかと思われるんですが、実際避難をされる方、すなわち住民の方々が絡むそういう訓練のようなこと、あるいは連絡体制、結構それのほうが大事ではないかなと思うんですが、そこら辺の住民を巻き込んだものについてはどうなんでしょうか。

富永防災安全課長 住民を巻き込んだ訓練ということでもありますけども、一応、来年度、弾道ミサイルを想定した訓練につきましては住民避難を含んだ中での訓練ということで、一応予定はしております。詳細についてまだ県と協議中でありますので実施時期とか、内容についてまだ細かい部分はお示しできませんが、そういったことで予定はしたいと思っております。

横山委員 2 点お願いします。1 点目は、まず弾道ミサイル等々で、要するに堅い建物の中に逃げ込むのが最初なんだろうなということで、先ほど大平委員もお話をしていましたが、皆さんが動いている日常生活の中での J アラート部分での避難というときには、こういうときにはこういうところというような、まず、個人が判断して避難する場所等々をやったり市民の皆さんにある程度お示しするようなものが必要なのかなという、例えばトンネル

の中は大丈夫だと思うんですね。トンネルに逃げる人もいるだろうし、家にいるお年寄り
は、3階建ての一番下の車庫の中にまず逃げ込むとか、そういう具体的なことをしないと
マニュアルも大事なんですけども、個人の判断でどうやって動くかというようなところも、
これからそれぞれ情報交換しながら一つの形をつくってもらえるとありがたいと思いま
すので、その辺についてお願いします。

桑原総務政策部長　これについては、避難実施要領パターン案の8ページを御覧いただき
たいと思うんですけども、一番上のところですが、弾道ミサイルの着弾地点の予測は困難か
と思われまます。発射した直後に分かるというものでもなくて、また通過した後になってか
ら情報が来るということですので、ましてやどこに落ちるかということも把握できない。
そういう状況もありますので、こちらに書いてありますように、突発的な着弾に備えて、
そういう情報があつたら、すぐ近くの堅牢な建物や地下施設、身近なそういったところを
少しでも見つけて避難いただくということしか、こちらのほうは今お伝えできないとい
うことかと思っています。

横山委員　そういうことをきちんと市民にやっぱりチラシか何かで見える化しないと、先ほ
どもコミュニティ協議会の話でしましたが、高齢者の方たちも深刻な状態になってどうす
ればいいのかというのは、やはり目に見える形で、皆さんがこういうときにはこうしてくだ
さいというのが基本だと思うんです。そういうものが必要なと思います。

富永防災安全課長　チラシの関係につきましては、昨年度、Jアラートがこちらのほうでも
鳴りました。その後に市報にミサイルが発射されたときの折り込みチラシは入れさせてい
ただきました。来年度につきましてもそういった部分を検討しながら、周知をさせていた
だきたいと考えております。

横山委員　学校関係で授業をやっている、学校に子供たちがいる日の避難、誘導はどのよう
に考えているのか、それが先ほどちょっと気になったんですが、学校では避難訓練だとか、
いろいろと一生懸命やっていますけれども、こういうものに対しての避難訓練はやってい
ないわけです。先生方もパニックになるということで、その辺がどうなっているのか、幼
稚園、保育所を含めてお聞きします。

桑原総務政策部長　学校で授業が行われている場合については、学校そのものが避難所にな
るところの機能もあるかと思えます。ただ、先ほど申し上げたように、それがどこ
に落ちてくるのか、着弾地点が明確に分からないという中では、既にJアラートが鳴った
時点で、すぐ建物の中で、安全な場所、少なくとも外に出た方が危ないというところも想
定されますので、この建物の中でも安全な場所というところは確保していただくように検
討すべきではないかというふうに考えております。その辺は、今後、教育委員会と協議を
させていただきたいということでございます。

桑原委員　それに関連してなんですけど、病院に限りませんが、自分では避難できない方、
それは地震でもなんでも同じなのですが、特にこういうものは迅速性が必要というか、そ
ういうところで協議されているのでしょうか。

桑原総務政策部長　例えば福祉施設ですとか、病院というところについて、この今のパター
ンをつくるにあたっての協議というのはしておりませんが、ここに先ほど申し上げており
ますように、少しでも頑丈なところに避難というところをお願いするということになろう
かと思えます。その中で、個別の施設等については、それぞれが対応していただくという

ことを、これはお願いをするということになろうかと思います。

桑原委員 あくまでも施設に入っている、自分では動けない人を対象にして言ったのですが、そういう補助の体制とかできているんですか。車椅子でも自分でこう動けると答弁していただけますけども、車椅子がなければ動けない人のことです。

桑原総務政策部長 ミサイル自体が着弾するかどうかという時点で、それに備えて職員がそこに駆けつけて誘導するとか対処するということころまでは、そこまでの時間もすぐには取れないかと思います。これについては、先ほど防災安全課長が申し上げたように、Jアラートが鳴った時点で、できるだけ頑丈なところに行ってくださいというところをチラシ等で周知を図っていくということ、努めるということと考えております。職員は、決してそこに来て何をするとか、どういう対応をとるかといっても、その行為自体が危なかったり、もうその時点で着弾していることも想定されますので、そうなったら周りの協力を得てというところしかないかというふうに思っております。

大平委員 避難実施要領の先ほどおっしゃった、この住民の行動がありますよね。ここは二つ丸印があって、まさにこれをイラスト化、住民に常に発信していくこと。ネットでもチラシでもという対応をまずしていただきたいなと、先ほどもおっしゃったように、具体的に分かりやすいのが非常に大事なので、そこはちょっと住民の行動ですのでぜひお願いします。意見としてです。

森島委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) ないので、なければ、これで質疑を終結いたします。本件については以上といたします。

⑨組織機構の一部見直し（新ごみ処理施設整備室の設置等）について

森島委員長 次に、⑨組織機構の一部見直し、（新ごみ処理施設整備室の設置等）についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長 令和5年4月1日付で組織機構を一部見直すことにつきまして説明をいたします。本件につきましては、議案第21号、魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正の審議において御説明申し上げましたように、生活環境課の中に新たに廃棄物対策室と新ごみ処理施設整備室を設けるというものでございます。なお、今回、このような見直しを行う理由といたしましては、時間的余裕がない中で懸案となっており、ごみ処理場の改築に向けた事務作業を、新年度から用地選定作業も含めて本格的に進めることとして、専任の職員の配置とともに新たなセクションを設けて取り掛かりたいとするものでございます。なお、今ほど申し上げましたように、新ごみ処理施設については、多くの調整作業を丁寧に進めなければなりません、その最初の課題である用地選定につきましては、現在のエコプラント魚沼の敷地活用を含める中で、検討作業を進めたいというふうに考えております。執務室につきましても、エコプラントの中に配置する方向で現在考えております。

森島委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) ないので、なければ、これで質疑を終結いたします。本件については以上といたします。

⑩インターチェンジ名称検討協議会の設立について

森島委員長　次に⑩、インターチェンジ名称検討協議会の設立についてを議題といたします。
執行部に説明を求めます。

小島総務政策部副部長　それではインターチェンジ名称検討協議会の設立について説明をいたします。資料の5を御覧ください。(資料「インターチェンジ名称検討協議会の設立について」により説明)

森島委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

遠藤委員　この人たちを選任する目的と理由をお願いします。

小島総務政策部副部長　こちらのメンバーの選定にあたりましては、安曇野市で名称変更したときの協議会の委員のメンバーを参考としたものであります。目的につきましては、名称変更にあたりまして、様々な課題等があるかと思いますが、それらの課題等について協議したいということになっています。

遠藤委員　この人たちで成果があると思って選んだのですか。

小島総務政策部副部長　ここには、会長、理事長というふうに記載をしておりますが、役職名については、会長ばかりではなく、副会長も考えておりまして、その団体の中から適任と思われる方を選出していただきたいというふうに考えております。この方たちで本当にいいかということでもありますけれども、私どもの中ではよいのではないかということであります。

遠藤委員　これからの一大プロジェクトで魚沼インターチェンジに名前を変えて、相乗効果が出る額まで提示をして話が広がりますか。この人たちの下に違う組織があつて意見を持ってくる。代表が入ってくるとか、そういったことではなく、単純に会議のためにこの人たちが来て意見を言わずに黙って聞いていればいいということですか。何の広がりにもなりません。何度言ったら分かるんですか。

小島総務政策部副部長　当然、この人たちだけが意見を言うというのではなく、各団体の代表として来られているわけですので、下に持ち帰って意見等を吸収した中で、会議に意見を出していただきたいというふうに考えております。

遠藤委員　そういうことであれば、この下の組織まできちんと構成図をつくってどういった形でどういった意見を持ち寄って、どのような広がりを持たせるために、どういった回答をもらいたくて来るのか、そういう話はどうなっていますか。形ばかりになっていませんか。人を呼び寄せるために何の盛り上がりもないんです。今、魚沼のインターチェンジの名称変更が、何か盛り上がっていますか。市民の中でこのことで、盛り上がることを何一つしていないじゃないですか。今年度予算は、幾らもついていませんよ。あの会議費ぐらいで、このメンバー集めて何をするんですか。

小島総務政策部副部長　初回の会議を開く際に、それぞれ下部団体等についても意見等を吸収していただいた中で、意見を持ち寄って会議に意見として出していただきたいと考えております。ここは今委員のおっしゃられたようなことも踏まえて検討してまいりたいと思っております。

遠藤委員　1回目の協議会でどういったことを意見を吸い上げてまとめ上げて、2回目の協議会でどういったことをまとめ上げて、どうやって反映するのか。予算になったときに、相乗効果で効果を上げるといった額をどのように証明するのか話してください。

小島総務政策部副部長　１回目のときに意見をいただくというのももちろんなんですが、１回目の会議のときにそういうお話をさせていただいた後に持ち帰っていただいて、下部の組織の方にもいろいろと御意見をいただいて、そこから意見を吸収していただいた中で、２回目以降の会議でそれらを発表していただきたいというふうに考えております。

遠藤委員　この選任をされた団体の下にいろいろな意見を持ち寄ったり、アイディアを出したり、その人たちが市民の声を拾ったり、商工会員の意見を拾ったり、その会議をどんどんどんどんとやってくれるということでもいいですね。

小島総務政策部副部長　そこまで期待できればいいのですが、やはり目標としている市政 20 周年までの期間ということでございます。それはあくまでも目標であります、持ち帰って御意見をいただく範囲については、それぞれの団体にお任せしたいというふうに考えております。

遠藤委員　要は、魚沼インターの名称変更で多くの方から魚沼インターから降りてもらいたいんですね。降りてもらった後、どういった受け皿があるのか、市内にきちんとその受け皿の体制をとって、魚沼市民がインターで降りた人をもてなす、あるいは楽しんでいただく。そんなことを目指すための会議にならなきゃ、もしここで時間がないのにやっつけ仕事で２回ほど会議をやりました。何億も使って、そんなことで済ませるつもりですか。コンテンツを求めて、コンテンツに対応する団体を入れながらきちんと魚沼まで降りたときの受け皿、そういった人たちを商工会や観光協会に任せました。この人たちが的確に意見を拾って商工会員だとか、その周辺の市民の声を拾って会議に反映させるのはいいですけども、そんなことはしませんよ。選任が曖昧というか、いい加減過ぎませんか。この会長さん方が悪いんじゃないんだけど、そういうふうにもっていかうとする手法が間違っていると思うんです。それについて明確に答えをお願いいたします。

小島総務政策部副部長　冒頭にも申し上げてきましたけれども、安曇野市で名称変更した際に、こういった団体から御意見をいただいて、名称変更に結びつけたということもございます。その中で、どのような意見が出たのかはちょっと私のほうで調べておりませんけれども、決してこのメンバーから全く御意見がないとか、発展的な御意見がないということは考えておりません。なるべく、そういった御意見が出るように、会議を進めてまいりたいというふうに考えております。

森島委員長　あくまでこれも、インターチェンジの名称検討協議会構成案ということですので、広く市民に周知をしながら魚沼市を知ってもらうということになろうかと思えます。それをまた後世に引き継がれるような名称というようなことになろうかと思えますので、その点でしっかりとした中での市民周知といえましょうか、そういうことも含めてやっていただきたいというふうに思っています。

桑原委員　私も一般質問したり、いろいろお聞きしている中で、今、遠藤委員が言ったとおり、どうもいつも入り口が違うんじゃないかという感じがしているんですけども、この前アンケートをとって結果を見せていただいたんですけども、決してまだ決定で進んでいるわけではないんですよ。１点確認をさせてください。

森島委員長　私の方で桑原委員に申し上げます。これは、遠藤委員の話とまた違う部分だろうと思えます。このインターチェンジの変更というのは、市長の一つの政策の中でされている、また、今回の予算の中でも、金額の大小は別にして提示をさせていただいていると

ということです、その方向に向かっていくということは、我々は理解をしなければなら
ないです。これをほごにするということは自分なりの予算のときに、例えばですけれども、
反対をするとか、そういうことにならざるを得ないのではないのかなというふうに思っ
ています。ですので、これを元に戻すということではないと思いますので、その点を踏まえ
て質疑をしていただければと思います。

桑原委員 魚沼インターで決定で進んでいるわけではないというのか、最初確認させてく
ださい。

小島総務政策部副部長 魚沼市としましては魚沼インターにしたいということで進んでおり
ます。ただ、最終的な決定につきましては、NEXC O東日本、それからの国の決定であ
りますので、うちのほうの決定というのは、そちらが決定されてからになります。

桑原委員 私もこのメンバーがいかなものかと思っています。例えば、今、あまり機能し
てなくても、若者会議というところに、私はこの中に若い人が入ってないことが気になる
し、本当に魚沼のことをもっともっと真剣に考えて将来を見据えた人たちではないのでは
ないかなというところがあると思って、そういう選択肢はなかったのかということと、こ
の人たちが悪いとは言いませんけど、いいとも思いません。その辺を考慮して、確かに参
考にするのはいいんですけども、自分たちの考えが全然入っていないというか、魚沼市は
こうしていきたい、前に車のプレートでちょっとつまずいたことがあるので、やっぱり慎
重に、本当に遠藤委員が言うように盛り上げて本当によかったなというところがないと、
あれだけの予算をかけてやっている意味がなくなるし、市長の進退問題にも絡むことにな
るんじゃないかというのはすごく危惧しています。もうちょっと真剣に考えて進めないの
かなというのがすごく危機感を感じているところです。

小島総務政策部副部長 今ほど若い方、若者会議の方などをメンバーに入れたらどうかとい
うお話でありました。現在、若者会議もなかなか活動が停滞していることもありますし、
このメンバーに青年会議所のメンバーが入っておりますので、その辺りで若い人の御意見
等は吸い上げていきたいと考えています。

大平委員 私もこの会議の目的が聞いてる中ではあんまり見えてこないもので、問題ではない
かなという危惧があります。それを安曇野市の例を出して同様にやると、メンバーもこ
うやったということであれば、安曇野市のもっていく方向、もってきた方向と市長の肝煎
りを魚沼市でどうするんだというあたりが市民の方に入っていないし、多分メッセージと
してもあんまり出していない感じがします。これを具体化するわけですから、やっぱりも
うちょっと最初からこの検討協議会の中でやるかっていうことにはならないんじゃないか
なと思います。前段がないし、このやるにしてもやっぱり遠藤委員がおっしゃったように、
別組織で対応しないと、これは非常に大変だなと。持ち帰って検討してくださいみたいな
話では、通常の目標や、事業の計画などのそういう扱いになっていて、ほかのものと同じ
になるんで、そうじゃなくてばちっと上げるわけですから、やっぱりその位置づけを、本
気度を示さないと、市民には私は本当に遠藤委員がおっしゃるように広がらないし、何の
ためにやるんだという批判も随分後で受けることになるかなと思います。ここはもう一度
私は検討して、その上でこういう方々にお集まりいただいたり、別の形でまた市民を巻き
込んで、それぞれ関心のある方は主に来てもらって、いろいろこう知恵を出したりするよ
うないろんな取組の大枠をつくっておかないと駄目じゃないかなと思うんですけども、そ

ういう考えはないんですか。

五十嵐企画政策課長　まずこの協議会ですけれども、インターチェンジの名称を変えるためのその手続きも含めた委員会であります。先ほど説明した、1番から3番の皆さん方は手続きに関わる方、4番から9番の方は地域で活性化ですとか、観光人口の拡大に取り組んでいただいている団体の皆さんであります。ですので、ここだけで終わりというふうには考えておりません。当然、このほかにも組織になるのかちょっと分かりませんが、この団体の方にも幅広く意見を聞いて最初から目指しているその産業の活性化、観光人口拡大につなげていけるといいのではないのかなと考えております。

大平委員　私の聞いていることにはあまりお答えいただけていないのが残念なんですけども、どっちにしろ、このままではうまくないので、この会のメンバーからも意見が出るかもしれないんですけども、市が何を指すのかというあたりの目的を出さないと広がらないってことで、そこを中心に考えていただきたいと思います。多額の予算をかけてやるわけですから、ぜひ、そこら辺はやっていただきたいと思います。その辺のお考えを聞いて終わります。

五十嵐企画政策課長　大平委員の御意見を参考にさせていただきたいと思います。

森島委員長　このことについては、アンケートの結果を踏まえて反対という人たちを賛成にもっていく努力をするというお話があったかと思います。そのことが1番で、そこからスタートする。そのことを質疑に対して言っていただければ、一番分かりがよかったのかというふうに私は委員長として思っています。ぜひともアンケートの部分、6割が賛成、4割が反対、あるいは少し分からないという部分がありますので、そういう部分を踏まえ賛成のほうに向けていくように努力するというのが市民に一番分かりやすい方法ですので、そのように努めていただければと思っています。このことについては、質疑を終結させてもらいますが、よろしいですか。(はい) 本件については引き続き調査をすることで、異議ありませんか。(異議なし) そのように決定をさせていただきました。ここでしばらくの間休憩とさせていただきます。

休　　憩（15：04）

再　　開（15：10）

森島委員長　休憩を解き会議を再開いたします。

⑪生涯学習センターについて

森島委員長　次に、⑪、生涯学習センターについてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

吉澤教育委員会事務局長　それでは、生涯学習センターの工事関連事業費及びスケジュールについて説明させていただきます。資料はございません。口頭での説明といたします。令和5年度予算案におきまして、建設工事関連の令和5年度、6年度の継続費の設定をお願いしているところであります。この内容につきましては、予算審査特別委員会で審議いただきたいと思いますと考えておりますが、本日の委員会では、建設事業費についての基本的な考え方

と、それから５年度、６年度のスケジュールについて説明させていただきたいと思います。生涯学習センターの建設工事費につきましては、令和４年１月に公告しました設計業務プロポーザルの際に、その条件として概算工事費１４億円と示し、公募いたしました。今回、継続費でお願いしている５年度、６年度合計２４億１,７００万円のうちの２２億５,４００万円がこの建設工事費に相当する分となります。プロポーザル時に示した条件の１４億円は、本庁舎建設時の契約額をもとに、生涯学習センターの想定する規模等から設定した金額であります。そこから昨今の資材高騰や人件費の増など、物価上昇を加味し、また令和６年４月施行予定の建築物省エネ基準の引上げへの対応と、さきの議会でも質問のありました環境への配慮として、ＺＥＢ Ｒｅａｄｙを達成するための経費を追加し、今回予算案として、提案させていただく金額となったものであります。決して必要以上に華美な設備を追加するものではなく、市民要望等の必要な設備を配備した計画をベースに、物価上昇分及び環境配慮分が追加されたものでございます。継続費としましては、このほか、工事監理業務、地元産材を使用した書棚等の備品購入費を併せてお願いしているところであります。次にスケジュールであります。現在契約している設計業務委託の完了は、令和５年６月末であります。設計をもとに工事請負契約事務を進め、契約以外については９月議会で提案し、議決をいただきましたら、建設工事を令和５年度から６年度、具体的には、令和５年１０月から令和７年１月で行いたいと考えております。７年１月から内部備品等の納品や警備等の別途工事、その後に引っ越し等を行い、令和７年度のオープンを考えているところであります。

森島委員長　これから質疑を行います。今ほどの説明についてお聞きしたい点がありましたらお願いをいたします。

遠藤委員　環境負荷に応じた予算額ということで、低炭素は今当然言われていることでありますので、構想の段階で、そういった話が本来構想に載っているとよかったと私は思って、それは載っていなかったもので、どうするんだろうという思いだったんですが、また今、国の政策の方でも進めているデジタルトランスフォーメーションの関係で、この設備が本体の工事と関係があるかないか分からないんですけれども、こういったことに配慮することによって、また今後増額になるといったそういったことはないんですか。

青柳生涯学習課長　デジタルトランスフォーメーションの関係の部分でございますが、いわゆる施設の中でＷｉ－Ｆｉが使えるかどうかだとか、そういった部分が主になるかと思うんですが、その部分に関しては今回の工事費の中には入っておりません。

遠藤委員　それを整備するためのソフト関係のほうか何かで、今後増額になるというか、また予算盛りがあるというふうに捉えればいいですか。

青柳生涯学習課長　この件につきましては、令和６年度になるかと思うんですが、別途、工事として予算要求をさせていただく予定です。

遠藤委員　令和４年ですかね、この生涯学習センターの構想案ということで発表になった中に、今ちょっとその環境負荷とＤＸの関係があんまり強く明記をされていなかったもので、今後どう対応するんだろうというのは頭にあったんですけれども、今聞かせてもらったんで、できたら整備をする建物を時期的にこういったことが分かるわけですので、最初から構想案に入れながら、今の時代にどのようなサービスができるかということと、どのような環境配慮を市が取り組んでいるのか、こういったことは、やはり目玉として打ち出して

いくのがいいかと思いますので、今後、何かいろいろな建設事業等があった場合には、早期にそういった話に取り組めるように進めていただけたらと思います。

吉澤教育委員会事務局長　今回の生涯学習センターにつきましては、プロポーザルの提案では当然、環境配慮ということで示されていましたが、事業費との関係でどの程度のレベルを求めるかということについては、やはり今回の省エネ性能の見直しというものを一つの契機として、1段階上に工事費の増高をしてもそちらのほうを選択したという結果になったわけですが、その辺の構想時点で、それらを見据えるべきだという意見については、そうすべきであったというふうに、今としては率直に考えております。これからの大規模改修ですとか、建築については市の公共施設全体のことではありますけれども、教育委員会所管の建物につきましては、そのような配慮について考えていきたいと考えております。

森島委員長　ほかにありませんか。

大平委員　工期ですね。建設は入っていませんが、今までですと資材調達、それから物価高騰もあったり、需要とのバランスで、かなりこの工期、令和7年4月のオープンを予定しているというけど、ここは非常にちょっと不透明な部分もあるんじゃないかなと思います。それを見込んでやっているのか、それともこれは絶対超えないで何とか対応しようというそういう構えでいるのか、そこら辺の考え方を聞かせてください。

青柳生涯学習課長　設計士ともその辺は相談させていただいて、まず合併特例債を使うという中での6年度中での完了というのは間違いなくやらなければならない部分でありまして、その中で、引っ越し等々も含めた工期を相談する中で、今の申し上げました工期で間に合うという形で認識をしております。

大平委員　不測の事態があるということを想定しておいてください。やっぱり何があるか分からないのが昨今でありますので、ぜひそれを頭に入れながら、令和6年度中ということですから、それを目指してやっていただきたいです。

森島委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) ないようですので、なければ、これで質疑を終結いたします。本件については、引き続き調査をすることで異議ありませんか。(異議なし) そのように決定をいたしました。

⑫旧原小学校について

森島委員長　次に、⑫、旧原小学校についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

吉澤教育委員会事務局長　こちら資料はございません。旧原小学校につきましては、8月の本委員会におきまして、無償貸借の契約の相手先であります学校法人タイケン学園から5年ごとの更新の終期に当たる今年度末をもって、それ以降の契約を更新しない旨の申出があったことを報告させていただきました。その後の経過等につきまして、学校教育課長より説明させていただきます。

森山学校教育課長　それでは御説明いたします。7月12日に学校法人タイケン学園から施設の貸付契約の解除の申出がありまして、その後、学校教育課のほうで施設を見に行かせてもらいまして、その後の処理というふうなことを検討していき、タイケン学園のほうとも交渉しながら、施設の返還に当たって、どのような形にするかという、その協議事項がま

とまりましたので、今回の委員会の中で報告をさせていただきたいものであります。1つ目ですが、貸付期間は令和5年3月31日をもって満了となります。2つ目ですが、現在校舎及び施設入り口に表示されている専門学校の表示は撤去をするほか、校舎内の専門学校の残置物については5月31日までに学校法人タイケン学園から撤去をしてもらいます。3つ目、改修された児童玄関、それから洋式化した各トイレのほか、壁面の塗装や各部屋の表示板の接着については、この原状回復の義務を免除するようにします。以上の点を協議事項としてまとめて、学校法人タイケン学園と協議がまとまったということでありますので、報告させていただきます。

森島委員長　　今ほどの報告について質疑がありましたらお願いをいたします。

桑原委員　　説明はありがたいんですが、ペーパーレスなんで、ペーパーまではいりませんけれども、このタブレットパソコンの中に入れることが緊急でできなかったんでしょうか。やはり資料としては欲しいと考えているんです。その1点をお聞きします。

吉澤教育委員会事務局長　　協議そのものについて、正式に書面でまとまったのがごく最近でありましたので、協議中については、相手との関係もあることから用意ができなかったということであります。特にそこに他意があるわけではありませんので、資料をつけるべきだったと思いますが、そういう事情で書面で整ったのが、つい先日だったということでございます。

森島委員長　　資料については、私に相談がありました。委員長として、これは口頭で報告があっても、会議録にはきちっと残りますので、今回については、教育委員会のほうに資料はいらないと委員長として申し上げましたので、その点について委員の皆さんも御理解をいただきたいと思います。

遠藤委員　　今ほどの説明の中に、契約解消後の運用ですとか、財産的なことを今後どう扱うかということについての説明はないんですけど、まだこれからということによろしいですか。

吉澤教育委員会事務局長　　今回、いわゆる戻ってくるということになりますので、管理は今後市が行っていくということになります。それに先立ちまして、地元の役員さん方とは何度か話をさせてもらっております。その内容については、学校教育課長から報告をさせてもらいます。

森山学校教育課長　　この協議事項をまとめるに当たって、1月に旧原小学校区の区長さんたちに案内して、全員出席ではなかったんですけども、少し意見交換をさせていただきました。結論的には今後、区長さんたちを中心に区の役員の皆さん、いわゆる連合自治会長さんを中心に連合自治会の役員さんたちと検討していただきたいということをお願いをしたんですけども、それにあたっては魚沼市としてどのような方向にもっていきたいのかということもある程度示してほしいということを言われております。私たちが今すべきは、そういった幾つかのパターンを地域に示すということで、今、宿題をいただいております。ここまで来てしまいますと、連合自治会長さんの中には、任期がもう少しの方もいらっしゃると思いますので、新年度、改めて仕切り直して案内することになるかと思いますが、そういった形で、今後どのような取扱いにしていくかというところは検討を進めていきたいと考えております。

遠藤委員　　以前12月に、私と星野委員とで区長さん方と懇談する会がありましたが、その中

におきましても契約解除後の扱い等についても話がありました。また、今避難所として指定されているのかしていないのかも曖昧なこの関係も正式な避難所であれば、その運用等についてもしっかりと協議をさせていただきたいような話も出ておりましたので、ぜひ今後はまた地元自治会との連絡を密に取りながら、地元にとって有効な方法と、また、市が目的があるならば、その目的をしっかりと示した中で、協議のテーブルを広げていただきたいと思うんですが、それについて回答いただいて終わりにします。

吉澤教育委員会事務局長　避難所の件につきましては、引き続き避難所として利用できるように考えたいと考えております。校舎棟のほうにつきましては、具体的な地元からの要望ということは、今のところ聞いておらず、逆にこちらでどう使いたいかということを経営をいただいているという状況ではあります。これについては、まだ教育委員会事務局以外の庁内の部局としっかりと協議をしておりますので、市としての考え方をまとめて次また地元提示したいと考えております。

森島委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) ないので、なければ、これで質疑を終結いたします。本件については引き続き調査することで異議ありませんか。(異議なし) そのように決定をいたしました。

⑬給食の異物混入について

森島委員長　次に、⑬、給食の異物混入についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

森山学校教育課長　それでは、給食の異物混入について報告させていただきます。これは1月24日の総務文教委員会で報告をさせていただいたんですが、このときは事故が起こって期間がなかったということで、分からない点があったということで、今回改めて資料を作成しまして、整理をさせていただいたことであります。概要につきましては、発生日時は、令和5年1月13日、発生場所は、湯之谷小学校の6年2組の教室であります。事故の状況なんですが、児童1名が白米の御飯を喫食中に口に違和感を感じたため確認したところ、金属片長さ8ミリ直径0.4ミリ程度の針金状のものを発見しました。湯之谷小学校では、ほぼ食べ終わっていたのですが、同じ学校給食センターの給食を提供している湯之谷中学校については、喫食中だったため、事故の連絡の入った時点で、御飯の喫食を中止したものであります。もう食べ終わったお子さんについても、全員健康観察をさせてもらいましたが、該当児童にもけがはなく、そのほかの児童生徒、教職員の被害等も報告はありません。原因の検証につきましてはありますが、この白米の御飯は、納品された後、それぞれ袋で納品されてくるんですが、その袋を破ったらすぐ直接の専用の炊飯器に入れて、そのまま洗浄から炊き上げまでが自動で行われるため、調理場内において異物混入する可能性というのは極めて低いことが分かりました。また、食材量の米につきましても、出荷前には金属探知機を通すということでありましたので、こちらについても出荷元においても金属片の混入は考えられないということも判明しました。そのため、依然としてそのお子さんの口に入るまでの混入経路が不明なことは確かであります。この原因がきちっと究明されるかどうかについては、ちょっと確約がしばらく部分もあるんですけども、原因調査については、引き続き行っていきたいということでもあります。再発防止策につい

てであります。市内学校給食の調理場全体でこの事態を共有し、異物混入のリスクについては、全職場であらゆる可能性を想定する中で注意喚起と理解を図っていくということを行っております。

森島委員長　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

本田委員　リスクのランク的には、どのように認識してますか。危険物として認識しているのか、あるいは非危険物として認識しているのか、お伺いするものであります。

森山学校教育課長　危険の度合いとしましては、金属片の混入ということなので、危険は高いというふうに考えております。

本田委員　危険だと認識してるわけですけども、ここでの報告書だと、もうどうしようもないような印象を受けるんですが、それでいいのかなというのはちょっと疑問に思ったんですが、そういった指摘に対してはいかがでしょうか。

吉澤教育委員会事務局長　危険の度合いにつきましては、金属片ですとかガラスですとか、鋭利なプラスチックというようなことについては、危険度が高いということで公表し、報道発表するという基準があるので、今回はそれに沿っております。食材の搬入から調理場の間では、原因と思われることが分からなかったということなんですけれども、そうなりますと、教室に入ってから児童の口に入るまでの間ということが可能性としてはあると考えておりますが、教室内については、日々清掃をし、また机の位置が変わり、展示物が変わりというようなことがあると、時間が経てば経つほど、そこは恐らく分からないという意味で、分からない可能性があるというふうに申し上げたということで、そういうところも含めて再発防止の注意喚起はしていきたいと思います。調理場、それから食材についてはもちろんですが、喫食の教室に入ってもそういうリスクがあるということを踏まえて注意喚起をしていきたいということでございます。

本田委員　ありとあらゆるリスク、これはやっぱり事案としては結構大きいインシデントだと思いますので、原因を探れないわけですけども、予測としていろいろまたあげてもらって、後に生かしてもらえればと思っておりますので、課題認識だけよろしく願いいたします。

大平委員　原因が特定できないということですが、これはどこに調査を依頼し、いつからいつぐらいまでの間に調査を行ったのか、それをまずお聞きします。

森山学校教育課長　調査の依頼については、外部に依頼したということではなく、学校教育課、それから保健所、現場の学校、栄養士を含めてそれぞれ一緒に確認行為を行ったということであります。

大平委員　詳細に判明をするまでということになれば、内部調査では限界はあるので、外部の専門機関、例えばその原因と思われる直径0.4ミリ程度の針金状ということが分かっているわけですから、そこはそれを調べるような機関に、口の中に体の中に入らなかったからいいけど、これは入ったら非常に大変な事案だと思います。そこをきちっと見て、そういう形で調査は今まではやったから分からなかった。じゃあ、皆さん気をつけましょうということだけでは、駄目じゃないかなと思うので、私の意見としては、これは本当に専門機関に預けて、ものを特定して、そのものから、どこがどういうふうに考えられるのかという後追いをやっていたほうが僕はいいんじゃないかなと思いますがそこについては、いかがですか。

森山学校教育課長　学校現場ということもありまして、私たちの検証の中には、その混入の

可能性というのが教室の中ということでありますと、そこに外部機関を入れて調査をするということが教育上、どのような影響を及ぼすかということは、少し慎重に捉えなければいけないのではないかと今のところ考えております。大平委員の御意見は貴重な御意見として伺いますが、また内部で検討させていただきたいと思います。

大平委員　最後に、やっぱり分からないまま行くのが一番よくないと思いますので、ここは何らかの形でやらないと多分保護者の方も不安は拭えないと思うので、そこはしっかりやっていただきたいという意味で、先ほど申し上げたので、そういう取組をしていただきたいと思います。

森島委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) ないようですので、なければ、これで質疑を終結いたします。本件については以上といたします。再発防止については十分注意していただきたいと思います。

⑭第6期総務文教委員会 課題のまとめについて

森島委員長　次に、⑭、第6期総務文教委員会課題のまとめについてを議題といたします。

資料について議会事務局長から説明をさせていただきます。

佐藤議会事務局長　(資料「第6期総務文教委員会 課題のまとめ」より説明)

皆さん方に最終的にお願いしたいのは、表の方を見ていただいて、今後、これを次の委員会のほうにどのように送るかということを御検討いただきたいと思います。

森島委員長　今ほど局長のほうからお話がありました。申し送りということで、私と副委員長、事務局のほうでこれから入れさせていただいて、皆さん方のほうに配信させていただきます。それを皆さん方のほうで、そうではない、これは調査済みだとか、調査結果の中でも申し送りに持っていったほうがいいんじゃないかというような事案がありましたら、3月10日までに事務局のほうに理由を付してお願いをしたいと思います。その結果を私どもで申し送りの報告を皆さん方にさせていただきますので、そのようにさせていただきます、よろしいですか。(はい) ではそのようにお願いをさせていただきます。

・旧堀之内企業庁舎の管理体制について

森島委員長　ほかに執行部から報告事項等がありましたらお願いいたします。

桑原総務政策部長　追加で1点報告をさせていただきます。去る1月24日の総務文教委員会における現地調査の中で、旧堀之内企業庁舎におきまして、酒類の空き缶が施設内にあったことや、利用者の喫煙と思われる形跡があったことについて、遠藤委員より御指摘を頂戴したところでございました。早速、建設課を通じまして、除雪隊が待機する場所の利用において疑いが持たれることがないようにさせていただいたほか、管財課におきまして、当該施設の利用団体に対しまして、建物の利用方法に関する注意喚起としてごみの持ち帰りですとか、敷地内禁煙であることなどを書面で通知をし、周知をさせていただいたところでございます。なお、その後でございますが、現在のところ施設内においては、酒類の空き缶や吸い殻等は見られていないということで報告をさせていただきます。以後また施設の管理については十分気をつけてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

・入広瀬小学校閉校後の利活用に関するワークショップ開催について

五十嵐企画政策課長　入広瀬小学校の閉校後の利活用に関するワークショップの関係で開催日、メンバー等が決まりましたので、連絡をさせていただきます。入広瀬小学校の閉校後の周辺施設を含めた利活用のワークショップにつきましては、これから開催しまして、令和6年度の予算編成を目指して地元の皆さんと協議を進めていくわけですが、第1回目が3月10日、19時より入広瀬会館で開催することとなりました。それから、ワークショップの委員ですが、7名の方から就任いただく予定となっております。入広瀬地域連合自治会からお一人、それから入広瀬コミュニティ協議会からお一人、残りの5名の方につきましては、入広瀬地区にお住まいかお勤めの方から公募させていただきまして、5名の方が就任していただく予定となっております。計7名で開催をさせていただく予定ですので報告をさせていただきます。

森島委員長　なお、3月10日以降開催しましたら、また委員会に報告をお願いしたいと思います。ほかに委員の皆さん方から執行部に対して意見、協議事項等はありませんか。

桑原委員　お願いなんです、先にアスベストの1,600万円の追加があった中で、写真とか、そういうものがあると思いますので、それが分かる資料を提供いただきたいのですが準備はできますか。

桑原総務政策部長　まだ今、工事の途中でございますので、工事の進捗を見た上で、その辺を整理させて委員長宛に報告させていただきたいと思います。

森島委員長　ほかにありませんか。(なし) なければ以上で本日の日程は全て終了させていただきました。なお、会議録の調整については、委員長に一任願いたいと思います。大変ありがとうございました。

閉　　会（15：42）